

• 令和6年度版 •

# 健やかライフ

高齢者保健・福祉サービスのご案内



令和6年7月発行

福島市

# CONTENTS

## 生きがいづくりをお探しの方

P1～4

### 介護予防

- ①生きがい型デイサービス ..... 1
- ②温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス） ..... 1
- ③いきいきももりん体操スタート応援講座（介護予防・社会参加） ..... 1

### スポーツ・芸術

- ①スポーツ大会 ..... 1
- ②ニュースポーツ用具の貸出 ..... 2
- ③福祉作品展 ..... 2

### 仲間づくり

- ①老人クラブ ..... 2
- ②高齢者学級（寿大学、アカデミー、セミナー） ..... 2

### 居場所づくり

- ①老人福祉センター ..... 3
- ②敬老センター ..... 3

### 新しいことを始めたい方

- ①シルバー人材センター ..... 3
- ②ボランティアセンター ..... 4

### 敬老事業

- ①敬老会 ..... 4
- ②敬老祝金 ..... 4

## 支援したいと考えている方

P5

- ひとり暮らし高齢者等給食サービスの助成 ..... 5

## 介護している方

P5

- ①在宅介護慰労手当 ..... 5
- ②介護マーク普及事業 ..... 5

## 認知症ご本人・ご家族が安心して暮らせる地域づくり

P6～7

- ①オレンジカフェ（認知症カフェ） ..... 6～7
- ②認知症高齢者等お帰り見守り事業 ..... 7
- ③認知症サポーター養成講座 ..... 7

## 日常生活で支援を必要としている方

P8～10

- ①食事サービス ..... 8
- ②緊急通報装置設置支援事業 ..... 8
- ③はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成 ..... 8
- ④訪問理美容利用助成事業 ..... 9
- ⑤特別障害者手当 ..... 9
- ⑥治療材料・衛生器材の給付 ..... 9
- ⑦ふれあい訪問収集 ..... 10
- ⑧生活支援型短期入所 ..... 10
- ⑨生活保護 ..... 10

## 健康づくりのための取り組み

P11

①健康教育・健康相談 .....	11
②市民検診 .....	11

## 安心して暮らせる住まい

P12

①養護老人ホーム .....	12
②市営住宅への入居 .....	12

## 防災の取り組み

P13~14

①避難行動要支援者登録制度 .....	13
②防災気象情報 .....	14
③福島市公式防災アプリ .....	14
④福島市dボタンかわら版 .....	14

## 制度のご案内

P15~24

後期高齢者医療制度 .....	15
介護保険制度の概要 .....	16
要介護認定の申請から認定結果通知までの流れ .....	17~18
介護予防・生活支援サービス事業利用について .....	17~18
介護サービス .....	19
介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス .....	20
地域密着型サービス .....	21
サービスを利用するときの負担 .....	22
年金 .....	23
税について .....	23~24

## ご相談先・お問い合わせ先

P25~28

①地域包括支援センター .....	25
②身近な相談相手－民生委員・児童委員 .....	26
③各種相談 .....	26
(1)高齢者相談（窓口、電話）	
(2)福島県高齢者総合相談センター	
(3)福島県認知症コールセンター	
(4)消費生活センター	
④ハローワーク福島 .....	26
⑤福島市障がい者相談支援事業所 .....	27
⑥日常生活自立支援事業（あんしんサポート） .....	28
⑦高齢者虐待の相談 .....	28
⑧福島市権利擁護センター .....	28

## 介護予防

### ①生きがい型デイサービス

介護保険の要支援・要介護に該当しない比較的元気な高齢者に、通所による各種サービスを提供し、生きがいづくりと社会参加を支援します。

- 対象者……………介護保険に該当しない65歳以上で、次のいずれかに該当する方

- (1)ひとり暮らし
- (2)高齢者世帯
- (3)同居の家族がいる場合は日中独居になる方

- サービス内容…(1)レクリエーション (2)入浴 (3)給食 (4)送迎 (5)生活相談

- 利用料……………1回あたり700円

- 実施施設……………わたりふれあいセンター 渡利字番匠町43 TEL 522-2563

### ②温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス）

サービス内容及び対象者「生きがい型デイサービス」と同じです。

- 利用料……………1回あたり1,500円

- 実施施設……………飯坂及び土湯温泉の協力旅館（希望により温泉地を選べます。）

問合せ先①～② 長寿福祉課 長寿支援係 TEL 525-7657

### ③いきいきもりん体操スタート応援講座（介護予防・社会参加）

「通いの場づくり」「仲間づくり」「元気な体づくり」を目的に「いきいきもりん体操」に取り組んでいます。「いきいきもりん体操」に取り組む団体等を募集・支援します。

- いきいきもりん体操…DVDを見ながら準備体操、筋力アップ体操、ストレッチ体操の3つの運動を30分程度行う体操

- 募集要件……………①週1回以上、3か月以上、集まって体操を行う  
②3名以上の参加者がいる  
③会場の確保や会の運営などは、参加団体が自主的に行う  
④人数分のイスがある  
⑤DVDを視聴できる機材がある

問合せ先 各地域包括支援センター（P25参照）

## スポーツ・芸術

### ①スポーツ大会

健康増進と相互の交流を目的として、市老人クラブ連合会と共にスポーツ大会を開催しています。

- 大会名……高齢者スポーツ大会、高齢者ミニゴルフ大会

- 申込み……各老人クラブ

問合せ先 ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会）事務局 TEL 534-1165

## ②ニュースポーツ用具の貸出

高齢者の皆さんの健康づくりや、地域・世代間の交流に役立てていただくため、用具を整備しています。世代にかかわらずご利用いただけますのでぜひご活用ください。

- 対象者………市内にお住まいの方、お勤めの方（使用料は無料です）
- 用具の種類…ボッチャ、クロリティー、ユニカール、カローリング
- 貸出場所……長寿福祉課、各学習センター、立子山自然の家

※用具の種類によって貸出場所が異なるためお問合せください。

問合せ先	長寿福祉課 長寿福祉係 TEL 525-7656
------	--------------------------

## ③福祉作品展

高齢者や障がい児、障がい者の方々が創作した作品を展示し、福祉に対する意識と、理解を深めてもらいます。

- 作品種別…絵画、書（習字）、手工芸

問合せ先	障がい福祉課 障がい庶務係 TEL 525-3748	長寿福祉課 長寿福祉係 TEL 525-7656
------	-------------------------------	-----------------------------

### 仲間づくり

## ①老人クラブ

老人クラブは、その地域の高齢者の方が自主的に集まり、様々な活動を通じてお互いに楽しみ、教養を身につけ、社会性を養い、毎日の生活を健全で豊かなものにする活動を行います。

- 主な活動内容…俳句、華道、民謡、カラオケ、踊り、囲碁、将棋、手芸等、  
講演会、講習会、旅行会等、ボランティア活動（清掃、友愛活動）等
- 会費……………年額1,000円程度
- 対象者…………おおむね60歳以上の方
- 申込み…………各地区にある老人クラブ

問合せ先	ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会）事務局 TEL 534-1165
------	--------------------------------------

## ②高齢者学級（寿大学、アカデミー、セミナー）

豊かな高齢期を過ごしてもらうため、いくつになっても学ぶ幸せ「幸齢社会」を実感できる学習の場を提供する寿大学等の学級やセミナーを開催しています。

- 対象者……………おおむね60歳以上の方
- 事業の名称及び内容…各学習センターの計画による

問合せ先	各 学 習 セ ン タ ー
------	---------------

## 居場所づくり

### ①老人福祉センター

高齢者の憩いの場として、健康相談や健康増進、教養及びレクリエーションの機会を提供し、明るく健康的な生活を送るための施設です。福島市には、福島市老人福祉センターと福島市わたりふれあいセンターの2か所があります。

- 対象者……市内に居住する60歳以上の方
- 利用料……100円

施設名	開館時間	休館日	施設内容
福島市老人福祉センター	午前8時30分～午後4時 ※浴場使用は午後3時まで	日曜、祝日、年末年始	健康相談室、研修室、浴場、ミニゴルフ場、陶芸室など
福島市わたりふれあいセンター	午前9時～午後6時 ※浴場使用は午後4時まで	第1、3日曜日、1月1日及び2日	ふれあいホール、浴場など

問合せ先 福島市老人福祉センター TEL **545-4511** 仁井田字ハツ割川原3  
福島市わたりふれあいセンター TEL **522-2563** 渡利字番匠町43

### ②敬老センター

地域の高齢者が集い、憩える場所です。

- 対象者……市内に居住する60歳以上の方
- 利用料……無料
- 開館時間……午前9時～午後9時
- 休館日……年末年始

敬老センターは令和7年1月10日をもって閉館いたします。

問合せ先 敬老センター TEL **535-0111** (市民会館) 霞町1-52

## 新しいことを始めたい方

### ①シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある60歳以上の方に会員として入会していただき、経験や知識、技能を生かすことのできる臨時の・短期的な仕事の場を提供し、「社会参加」「地域貢献」「いきがい充実」そして「追加的収入」という福祉・労働両面の活動をしています。

- 働き方……雇用関係がありませんので、自分の体力、希望に応じて働くことができます。

高齢者にふさわしい仕事をセンターが引き受け、会員に提供します。

会員は、仕事の内容によって報酬(配分金)を受け取ります。

- 仕事内容……○除草、清掃、農作業 ○庭木手入れ、ふすま・障子・網戸の張り替え  
○駐車場案内 ○一般事務、賞状書き ○家事手伝 ○その他
- 入会説明会……毎月第2火曜日 午後1時30分から

問合せ先 公益社団法人福島市シルバー人材センター  
TEL **531-2511** FAX **531-8274** 東浜町11-40  
ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/fukushima/>

## ②ボランティアセンター

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々なボランティア活動を支援します。

- 開館時間…午前8時30分～午後5時15分
- 休館日……土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 業務内容…○ボランティア活動に関する相談、情報提供 ○ボランティア関係団体との連絡・調整 ○ボランティアの養成・育成のための講座・研修会の開催 ○ボランティア活動に役立つ機材等の貸出し ○ボランティア活動保険等の手続き

問合せ先

福島市社会福祉協議会ボランティアセンター（保健福祉センター2階）  
TEL 533-2821 FAX 533-8879 森合町10-1

## 敬老事業

### ①敬老会

永年にわたって社会に貢献された高齢者の長寿を祝福して、毎年9月に各地区毎に開催しています。

- 対象者………9月15日現在77歳以上の方 各地区実行委員会から招待状を送付

問合せ先

各地区敬老会実行委員会  
長寿福祉課 長寿福祉係 TEL 525-7656 または各支所

### ②敬老祝金

永年にわたって社会に貢献された高齢者の長寿を祝福して、毎年9月に敬老祝金を贈呈しています。

- 対象者及び金額…88歳（9月15日現在）5,000円
- 該当者には、通知します。

問合せ先

長寿福祉課 長寿福祉係 TEL 525-7656



## 支援したいと考えている方

# ひとり暮らし高齢者等給食サービスの助成

ひとり暮らし高齢者等の社会参加と生きがいを高めるため、給食サービスを行う市内の団体に助成金を交付します。

1回あたりの対象者数（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯）が20人以上で、年度内に2回実施したときは20,000円、以後1回増すごとに10,000円を加算し、100,000円を限度とします。

問合せ先 長寿福祉課 長寿福祉係 TEL 525-7656

## 介護している方

### ①在宅介護慰労手当

在宅で寝たきり状態の方を常時介護している方に対し、申請により手当を支給します。

●対象者……下記すべてに該当する介護者

- (1)支給を希望する年の8月1日現在、本市に住所を有し、かつ6か月以上住所を有する方
- (2)寝たきりまたは重度認知症の方（要介護者）と生計が同じ
- (3)前年度の8月1日から支給を希望する年の7月31日までの間に、6か月以上在宅で介護している方

※介護者あるいは要介護者が本市はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成を受けている場合を除く

●手当額……年額 60,000円

※介護者からの申請に基づき手当を支給しております。

●申請……令和6年8月1日～令和7年1月31日

※前年度登録者へ7月下旬に現況届を郵送します。

問合せ先

65歳以上の該当者  
長寿福祉課 長寿福祉係  
TEL 525-7656

65歳未満の該当者  
障がい福祉課 障がい給付係  
TEL 525-3796

### ②介護マーク普及事業

介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくため、「介護マーク」を配布しています。

●対象者…介護を必要とする高齢者、介護を必要とする障がい児・障がい者、指定難病や小児慢性特定疾患により介護を必要とする方、その他介護を必要とする方の介護者。（要介護者又は介護者で市内に住所を有している方が対象です。）

●費用……無料

問合せ先 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 TEL 529-5064

# ①オレンジカフェ（認知症カフェ）

オレンジカフェ（認知症カフェ）とは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職など誰でも気軽に集える場所です。活動内容は様々ですが、レクリエーションや参加者同士での情報交換など地域とのつながりの場になっています。

## ●福島市内オレンジカフェ開催状況

(令和6年3月現在)

No.	名称	開催地区	開催場所	開催時間	内容	参加費	問い合わせ先
1	みんなのカフェ	中央	松ヶ丘ビル5階 羽山ヒルズラウンジ (栄町1-28)	第4木曜日 13時30分～14時45分	①茶話会・交流 ②専門職による認知症相談	100円	医療法人湖山荘 あずま通りクリニック 電話：024-572-4611
2	「いごCafé」	中央	ザ・ホテル大亜 1階フロア (栄町7-3)	第3木曜日 14時～16時	①茶話会・交流 ②レクリエーション	—	福島市中央地域包括支援センター 電話：024-533-8891
3	おれんじカフェ 六華	中央	きらり健康生活協同組合 本部 (野田町1丁目15-12)	第3金曜日 10時～12時	①茶話会・交流 ②レクリエーション ③歌 ④軽食	100円	福島市中央西地域包括支援センター 電話：024-563-4880
4	オレンジカフェ 「風」	渡利	福島市渡利児童センター (ふれあいセンター) (渡利字番匠町43)	第4日曜日 13時～14時30分	①茶話会 ②介護・健康相談 ③認知症に関する情報提供 ④音楽タイム	200円	認知症の人と家族の会 福島県支部福島地区会 電話：090-6622-6067
5	オレンジカフェ シニアガーデン	杉妻	ユアライフ交流室 (伏拝字田中19-7)	第3土曜日 14時～16時	①認知症についての基礎知識 ②認知症予防体操	100円	株式会社ユアライフ 電話：024-563-4671
6	フクチャンち オレンジカフェ	杉妻	フクチャンち通所介護事業所 (伏拝字清水内25)	第4土曜日 14～16時	①認知症予防体操 ②健康講話 ③認知症に関する相談 ④歌 ⑤折り紙等軽作業	100円	グループホーム フクチャンち 電話：024-546-3627
7	カフェとまり木	杉妻	鳥谷野集会所 (鳥谷野宮畠8)	第2金曜日 14～16時	①認知症や健康、介護に関する学習会 ②健康体操 ③近隣施設・鳥谷野地区の活動等の情報交換	100円	あったかいごとやの 電話：024-539-5553
8	オレンジカフェ 「なごみっこ」	杉妻	社会福祉法人 なごみ喫茶コーナー (太平寺町ノ内30)	第3土曜日 10時～11時30分	①茶話会 ②時事を通して参加者同士の交流 ③メンバーと随時話し合いながらの講話や、カルチャーなどを計画する。	100円	福島市杉妻地域包括支援センター 電話：024-573-8130
9	みんなの SunSunカフェ	蓬萊	蓬萊学習センター分館 第一講義室等 (蓬萊町4丁目1-1)	第3水曜日 10時00分～11時30分 (1、2月は除く)	①座談会 ②健康に関する学習会	100円	福島市蓬萊地域包括支援センター 電話：024-547-2345
10	おれんじカフェ 「マハロ」	清水	信夫山ガイドセンター (御山甘粕17)	第3日曜日 (5月～11月) 13時30分～15時	①懇談会 ②レクリエーション ③健康体操 ④菓子作り ⑤認知症や健康、介護に関する学習会	100円	おれんじカフェ 「マハロ」事務局 電話：080-3190-5486
11	やってみっ会	清水	グループホームなごみの家 なごみ工房 (北沢又字下台前1-2)	毎週木曜日 10時～12時00分	①お茶会 ②学習会 ③歌会 ④いきいきももりん体操	200円	訪問看護ステーション しみず 電話：090-7791-6088
12	オレンジカフェ はるの陽	清水	なごみ工房 (北沢又字番匠田5)	奇数月の第3土曜日 13時30分～15時	①ミニ講座 ②情報交換・交流 ③医療・介護等個別相談 ④歌 ⑤イベント	100円	福島市清水東地域包括支援センター 電話：024-558-7300
13	ささえ愛カフェ	清水	森合区民会館 (森合字戸ノ内33)	第2、第4木曜日 13時30分～15時30分	①茶話会 ②介護・健康相談 ③認知症に関する学習会 ④介護予防レクリエーション	—	特定非営利活動法人 ささえ愛カフェ 電話：070-1140-4556
14	オレンジカフェ カナリア	信陵	地域複合型総合施設生愛会生活期総合リハビリテーション医療ケアセンター地域交流館カナリア (大笹生字向平6-1)	月曜日 (実施する週は不定期) 13時30分～15時	①認知症予防体操 ②座談会 ③認知症に関する相談	—	福島市信陵地域包括支援センター 電話：024-558-7867
15	にんじんカフェ	北信	福島厚生会ホリスティカかまた 1階談話室 (鎌田字門丈壇4-1)	不定期	①認知症の本人及び家族の交流・情報交換 ②認知症についての相談・啓発の推進	各自、飲み物代を負担	北信西認知症カフェ推進チーム事務局(北信西地域包括支援センター) 電話：024-552-5544
16	ふれあい茶屋 せのうえ	北信	すこやかの里・瀬上 (瀬上町字四斗蒔1-1)	第4金曜日 14時～15時30分	①認知症に関するミニ講話 ②情報交換 ③茶話会	100円	福島市北信東地域包括支援センター 電話：024-553-1555
17	北信カルバリー スマイルカフェ	北信	北信カルバリー教会 (宮代字大屋敷71-1)	第2日曜日 13時30分～15時	①体操 ②ミニ講話 ③生活相談	100円	北信カルバリー教会 電話：090-9638-7632

No.	名称	開催地区	開催場所	開催時間	内容	参加費	問い合わせ先
18	ライフ吉井田 オレンジカフェ	吉井田	地域包括ケア施設ライフ吉井田 (吉倉字谷地73-1)	第4水曜日 14時～15時	①座談会 ②専門職による介護相談や談話 ③体操 ④脳トレ ⑤談話(回想法) ⑥ものづくり	一	ライフ吉井田看護 小規模居宅介護事業所 電話: 024-563-6145
19	くるみカフェ	吉井田	地域包括ケアステーション1階 (吉倉字谷地36-1)	第4火曜日 13時30分～15時	①パン作り ②学習会 ③専門職による介護相談や談話	300円	福島市吉井田地域包括 支援センター 電話: 024-546-6222
20	いいざか オレンジカフェ	飯坂	「ふるさと」いいざか (飯坂町字八景3-7)	不定期	①脳年齢判断 ②認知症に関する学習会 ③懇談会	200円	福島市飯坂北地域包括 支援センター 電話: 024-573-6077
21	飯坂ももカフェ	飯坂	飯坂町はなゆまち (飯坂町字湯町37-1)	木曜日 (実施する週は不定期) 11時～12時	①ワークショップ ②懇談会	200円	福島市飯坂北地域包括 支援センター 電話: 024-573-6077
22	オレンジカフェ こらんしょ	松川	リブレ松川高齢者複合施設 (松川町美郷4丁目13-8)	第3土曜日 10時～12時	①認知症についてのミニ講話 ②介護相談受付 ③地域住民の交流の場	100円	リブレ松川 高齢者複合施設 電話: 024-573-6522
23	しろやまカフェ	信夫	あづま脳神経外科病院 (大森字柳下16-1)	偶数月の第3金曜日 14時～15時	①認知症に関する学習会・懇談会 ②医療・介護相談会	200円	福島市信夫地域包括 支援センター 電話: 024-593-0151
24	オレンジカフェ 道しるべ	飯野	くらしと介護のサポート道しるべ (福島市飯野町字町10番地)	第3土曜日 10時～12時	①認知症ミニ講座 ②座談会 ③相談	100円	くらしと介護のサポート 道しるべ 電話: 024-502-2525

開催日時や参加要件を変更している場合がございます。  
詳細は各カフェにお問い合わせのうえ、ご参加ください。



## ②認知症高齢者等お帰り見守り事業

道に迷う心配がある認知症の方について、事前に福島市長寿福祉課、福島警察署、福島北警察署、お住まいの地域包括支援センターに情報を登録し、行方不明となったときに警察と地域の関係機関・事業所が協力し早期に発見するための仕組みです。また、登録と併せて「身元確認QRコードシール」を配布いたします。QRコードシールは、読み取ると利用者情報を管理しているコールセンターの電話番号が表示され、コールセンターから登録されている親族等に連絡がいきます。

- 対象者……認知症高齢者等のうち福島市内にお住まいの方
- 費用……無料

ただし、QRコードシールを追加で希望する場合は利用者負担

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

問合せ先 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 TEL 529-5064

## ③認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識を広めるために、地域包括支援センターの職員や施設の職員等を講師として、受講を希望する団体へ派遣いたします。

認知症サポーター養成講座の受講生には、受講した証として助け合いの目印となる「オレンジリング」をお渡しします。認知症サポーターは、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、学んだ知識を友人や家族へ伝えるなど、自分のできる範囲で活動します。

なお、企業や団体で受講された場合は、認知症サポーターステッカーを配布いたします。

問合せ先 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 TEL 529-5064

## 日常生活で支援を必要としている方

### ①食事サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し配食を実施することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

- 対象者………65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、心身の障害等により食の確保が困難な方
- サービス内容…1人あたり1日1食（昼食）
- 利用料………1食あたり400円 ※チケット交換方式
- 配食日………毎日（1月1日を除く）
- 配食方法………福島市弁当惣菜協会（TEL 553-8255）が配食

### ②緊急通報装置設置支援事業

緊急時に設置型もしくはペンダント型の緊急通報装置のボタンを押すと、緊急通報受信室へ通報されます。緊急通報受信室から折り返し利用者宅へ電話を入れ、状況を確認します。

状況により救急車の手配や家族、緊急通報協力員への連絡などの対応をおこないます。

また、月に1度は緊急通報受信室から連絡をとり、利用者の状況確認をおこないます。

なお、施設入所等の理由により、取り外しが必要になった場合は取付事業所様へご返却いただきます。

- 対象者…福島市に居住する65歳以上で

- (1)市県民税非課税
- (2)ひとり暮らし世帯又は重度身体障害者のひとり暮らし世帯
- (3)電話での状況説明に応じることが可能な者

上記(1)～(3)すべてに該当することに加えて、次の(4)～(6)のいずれかに該当する方

- (4)心疾患、脳疾患、喘息等により通院、既往歴があり発作等の恐れがある方
- (5)日常生活動作の低下（要介護2以上）により、適切な対応が困難な方
- (6)不安神経症等の精神疾患があり、不安緩和の必要がある方

### ③はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成

- 対象者……(1)65歳以上のひとり暮らし高齢者の方

- (2)6か月以上寝たきり状態にある20歳以上の者を介護している方

- (3)認知症高齢者で寝たきりと同程度であると判断される65歳以上の方を介護している方

※介護している方について在宅介護慰労手当受給世帯は除く。

- 助成額……1枚1,000円の利用券を年間12枚を上限として交付します。

- 対象施術…市長が指定した施術者が行う、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう。医師の発行する同意書によって保険給付の対象となる施術は対象外。

## ④訪問理美容利用助成事業

ご自宅への訪問理美容サービスを希望する寝たきり等の高齢者へ、その出張費用を助成します。

- 対象者……(1)主に寝たきりで、介護保険における要介護認定で「4」または「5」と認定された方。

- (2)高齢者のみの世帯等で、心身の障がい等の理由で、理容店や美容院に行くことができない65歳以上の高齢者の方。

※施設入所者は対象外です。

- 助成額……1枚1,000円の利用券を年間4枚を上限として交付します。

- 対象理美容…市長が指定した理・美容師が行う、訪問理美容。

問合せ先①～④ 長寿福祉課 長寿支援係 TEL 525-7657

## ⑤特別障害者手当

- 対象者……在宅の20歳以上で精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする方。

※診断書に基づき審査を行うため、障害者手帳をお持ちでない要介護4・5の方などでも対象になることがあります。

下記に該当する場合には支給されません。

- 一定以上の所得がある
- 施設に入所している
- 3か月以上継続して入院している

- 手当額……月額 28,840円（令和6年4月現在）

支給月 2・5・8・11月（申請月の翌月分から支給されます）

問合せ先 障がい福祉課 障がい給付係 TEL 525-3796

## ⑥治療材料・衛生器材の給付

在宅で寝たきりの方、重度認知症患者や在宅の重度障がい者に対し、治療材料（紙おむつ等）、衛生器材（ストマ用装具等）を給付します。

### (1)治療材料の給付

- 対象者……○寝たきりでかつ失禁状態等にある方

○重度の認知症の方

○下肢または、体幹機能障害個別等級1級、2級でかつ失禁状態等にある方

※総合等級ではありませんので、ご注意ください。

- 給付内容…紙おむつ等購入費月額4,000円の購入券を給付します。

### (2)衛生器材の給付

- 対象者……一時的な人工肛門、人工ぼうこう造設のため、身体障害者手帳（ぼうこう・直腸機能障害）を取得できない方で、人工ぼうこうまたは人工肛門の造設見込みが3か月以上の方

- 給付内容…ストマ用装具等購入費月額5,000円の購入券を給付します。

問合せ先 障がい福祉課 障がい給付係 TEL 525-3796

## ⑦ふれあい訪問収集

家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障がいを持つ方々に対し、戸別に訪問して家庭ごみを収集することにより、日常生活の負担を軽減すると共に安否確認を行い安全な在宅生活を支援します。

問合せ先 ごみ減量推進課 ふれあい訪問収集係 TEL 544-0910

## ⑧生活支援型短期入所

介護保険に該当せず、家族等の日常生活上の支援があれば在宅生活を送れる虚弱高齢者等を、一時的に施設において養護するものです。

- 対象者……………(1)介護保険における要介護認定で自立と判定された方  
(2)要介護認定を受けていないが、明らかに自立相当と認められる方
- 入所要件…………同居家族等が、疾病、冠婚葬祭、出張、看護等の社会的理由により一時的に支援できない場合
- 入所期間………… 1回につき7日以内（年間2回以内）
- 費用負担………… 養護老人ホーム 1日につき1,150円  
※生活保護世帯は一部減免されることがあります。
- 入所施設

養護老人ホーム 福島恵風園	仁井田字龍神前2-1	TEL 546-2815
養護老人ホーム 桑折緑風園	桑折町大字北半田字峯47	TEL 585-4311
養護老人ホーム 済生会川俣光風園	川俣町字上桜23-1	TEL 566-3221

問合せ先 長寿福祉課 長寿支援係 TEL 525-7657

## ⑨生活保護

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。

問合せ先 生活福祉課 保護第一係・第二係・第三係・第四係  
TEL 572-5465・572-5466・572-5467・572-5468



### ①健康教育・健康相談

生活習慣病の予防や健康づくりに関する講座や相談を行います。

問合せ先

福島市保健所 健康づくり推進課（保健福祉センター内）  
TEL 572-3120

### ②市民検診

生活習慣病の予防やがん等の早期発見を目的に、医療保険者健診とがん検診等各種検診を行っています。年齢、医療保険者により検診項目、受診方法が異なります。詳しくはお問合せください。

- 検診項目…………国保特定健診・後期高齢者健診等、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診
- 対象者…………検診により対象年齢等が異なります。詳しくはお問合せください。
- 実施方法…………実施期間・実施医療機関等詳しくは市政だより等でお知らせします。
- 検診費用…………がん検診等各種検診には自己負担があります。  
70歳以上の方や生活保護世帯、市民税非課税世帯の方などは無料です。

問合せ先

福島市保健所 健康づくり推進課（保健福祉センター内）  
TEL 525-7680



## ①養護老人ホーム

詳細は福島市のホームページをご覧ください。

- 対象者…身体的には概ね自立しているものの、生活環境及び経済的な理由により自宅で生活できないため施設入所を希望する65歳以上の方。

※身体の障害や認知症などで常に介護や見守りが必要な方は、介護保険の施設が適当です。

※車椅子、オムツ、ポータブルトイレを利用されている方は、施設の性格上対象外となります。

- 費用……本人及び家族（扶養義務者）にそれぞれ収入に応じた額を負担していただきます。

### ●福島市及び近郊にある施設

養護老人ホーム 福島恵風園	仁井田字龍神前 2-1	TEL 546-2815
養護老人ホーム 桑折緑風園	桑折町大字北半田字峯47	TEL 585-4311
養護老人ホーム 済生会川俣光風園	川俣町字上桜23-1	TEL 566-3221

- 視力に障がいのある方のために「養護盲老人ホーム」があります。

養護盲老人ホーム 緑光園	飯坂町湯野字梁戻1-1	TEL 542-8822
--------------	-------------	--------------

問合せ先 長寿福祉課 長寿支援係 TEL 525-7657

## ②市営住宅への入居

市営住宅では、高齢者や体の不自由な方の居住の安定を確保するため、手すりの設置や屋内の段差解消などを進めております。また、市内2か所（南沢又・春日町）のシルバーハウジングでは、生活援助員による、緊急時の対応等の支援をしております。市営住宅の入居に際しては、所得額の基準等がありますので詳しくは住宅政策課へご相談ください。

問合せ先 住宅政策課 市営住宅係 TEL 525-3757



## ①避難行動要支援者登録制度

災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）が安全な場所に避難するために、地域で支え合い、安全で安心して暮らせる地域を形成するため、『避難行動要支援者登録制度』を推進しています。

### 対象者

在宅で生活する方で、次の①～⑦に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②75歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ③身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ④療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- ⑥指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度が高い方
- ⑦65～74歳のひとり暮らし高齢者など、登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望される方  
(高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級、⑥以外の難病患者、外国人の登録希望者など)



登録していただくと……

災害発生時に支援活動を行う機関や、『避難支援等実施者』（地域の各団体と協力し、ボランティア精神に基づいて要支援者の支援活動をしていただくご近所にお住まいの方で、ご家族の方ではありません）の皆さんに登録情報を提供できるようになります。  
※個人情報の取り扱いには、細心の注意を払います。  
※登録により支援が保証されるものではありませんが、地域のつながりを深めて支え合い、安全で安心して暮らせる地域を目指す制度です。

登録情報の提供先は……

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| ・自主防災組織                     | ・町内会        |
| ・消防機関                       | ・民生委員・児童委員  |
| ・社会福祉協議会                    | ・地域包括支援センター |
| ・その他、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者 |             |



問合せ先

長寿福祉課 長寿福祉係  
TEL 525-7656

障がい福祉課 障がい庶務係  
TEL 525-3748

## ②防災気象情報

令和元年台風19号等を踏まえ、避難すべきタイミングを明確にするため避難情報が見直されました。防災気象情報と避難情報は同時に発令されるわけではありません。警戒レベルは危険度の強さを示していますので、自らの命は自らが守る意識をもって、適切な避難行動をとってください。

緊急度 高 ↓ 低	警 戒 レベル	避難情報等	住民が取るべき行動	行政の防災気象情報
	5	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保！	氾濫発生情報、大雨特別警報（土砂災害）
	4	避難指示	危険な場所から全員避難	氾濫危険情報、土砂災害警戒情報
	3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	氾濫警戒情報、洪水警報、大雨警報
	2	大雨・洪水注意報	自らの避難行動を確認	氾濫注意情報
	1	早期注意情報	災害への心構えを高める	

## ③福島市公式防災アプリ

スマートフォンやタブレット端末向けに防災情報などがプッシュ通知で届く「福島市公式防災アプリ」をリニューアルしました。

### ◆主な機能

お知らせ機能…気象警報などの福島市の防災・災害などに関する情報を受け取ることができます。

資料集機能……福島市内の避難所の開設状況、混雑状況などが確認できます。また、洪水ハザードマップなど、災害時に役立つ情報の収集に活用できます。

### ◆インストール方法

- (1)各ストアより「アットインフォカナル」で検索し、インストール
- (2)次のQRコードを読み取ってインストール

iPhoneはこちら



Android はこちら



※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

問合せ先②～③ 危機管理室 TEL 525-3793

## ④福島市dボタンかわら版

テレビのデータ放送（dボタン）で市政情報をお知らせします。事前の設定や、個人情報の入力は不要です。災害時には避難所情報なども確認できます。

### 【使い方】

1. テレビのチャンネルを5チャンネルに合わせます。
2. お手持ちのリモコンのdボタンを押します。
3. 「dボタンかわら版」を選び、「決定ボタン」を押します。

※お使いのリモコンによりボタンの位置は異なります。

※番組連動データ放送中はリモコンの「黄」ボタン（ニュース／天気）も押してください。



問合せ先 広聴広報課 TEL 525-3710

# 後期高齢者医療制度

- 対象者……………75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方のうち、広域連合の認定を受けた方が対象となります。
- 加入……………75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので手続きは不要です。新しい被保険者証は誕生日の前月に郵送されます。
- 保険料……………均等割、所得割により算出され、被保険者一人ひとりにご負担いただきます。所得の少ない方は、均等割保険料が軽減されます。

1年間の保険料	=	均等割額 1人あたり定額保険料	+	所得割額 所得に応じた保険料
保険料上限額 730,000円 (令和6年度以降年齢到達者800,000円)	均等割額 45,900円	所得割率 ただし所得58万円超…8.98% 所得58万円以下…8.64%		

保険料は原則として年金から差引となります。ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方、新たに後期高齢者医療制度に加入された方の初年度については、市から送られる納付書で納めていただけます。(金融機関窓口等でのお手続きにより、納付書での納付から口座振替に変更することもできます。)

## ●自己負担割合・自己負担限度額（月額）

負担割合	世帯区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
3割	現役並み所得 III 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円 ※1】	※ 3 57,600円 【44,400円 ※1】
	II 課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円 ※1】	
	I 課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円 ※1】	
2割	一般 II	18,000円 または (6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%) の低い方を適用 ※2 (年間上限144,000円)	57,600円 【44,400円 ※1】
1割	一般 I	18,000円 (年間上限144,000円)	
	区分 II		24,600円 15,000円
	区分 I (年金収入 80万円以下等)	8,000円	

※ 1 過去12か月以内に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合は、4回目以降は「多数回」の限度額となります。

※ 2 2割負担となる方の外来受診の負担増加を抑制するため、施行後3年間（令和7年9月30日まで）配慮措置を行います。医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※ 3 現役並み所得区分I・IIの方へは「限度額適用認定証」を交付しますので申請してください。

※ 4 住民税非課税世帯の方へは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので申請してください。

## ●医療費が高額になったとき

1か月に支払った医療費<sup>※5</sup>が自己負担限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

一度申請を行うと、次回からは自動的に限度額を超えた分が登録した口座に振り込まれます。

※ 5 食事代・アメニティ使用代等は医療費に含まれません。

# 介護保険制度の概要

介護保険制度は、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、必要な介護サービス・介護予防サービスを提供するしくみです。

介護保険は介護を社会全体で支える制度です

		第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	●65歳以上の方	●40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方	
給付の対象者	●寝たきり・認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について常に介護が必要な方 ●家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な方	●初老期認知症、脳血管疾患など、老化にともなう病気によって介護が必要となった方（厚生労働省が定める特定疾病に該当する方）	
保 険 料  (令和6年度～令和8年度)	所得段階	対象者	保険料年額
	第1段階	生活保護受給者等、市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入=80万円以下)	22,200円
	第2段階	市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入=80万円超120万円下)	37,800円
	第3段階	市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入=120万円超)	53,400円
	第4段階	本人が市民税非課税（課税世帯） (合計所得+年金収入=80万円以下)	68,300円
	第5段階	本人が市民税非課税（課税世帯） (合計所得+年金収入=80万円超)	78,000円
	第6段階	本人が市民税課税 (合計所得120万円未満)	89,700円
	第7段階	本人が市民税課税 (合計所得120万円以上210万円未満)	99,500円
	第8段階	本人が市民税課税 (合計所得210万円以上320万円未満)	117,000円
	第9段階	本人が市民税課税 (合計所得320万円以上420万円未満)	132,600円
	第10段階	本人が市民税課税 (合計所得420万円以上520万円未満)	148,200円
	第11段階	本人が市民税課税 (合計所得520万円以上620万円未満)	163,800円
	第12段階	本人が市民税課税 (合計所得620万円以上720万円未満)	179,400円
	第13段階	本人が市民税課税 (合計所得720万円以上)	187,200円
保 険 料 の 支 払 方 法	●原則として年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きとなります。 ※年度途中で65歳になった方など一時的に納付書で納める場合があります。 ●それ以外の方は個別に納付書・口座振替・スマートフォンアプリで支払うことになります。	●加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。	●加入している医療保険の保険料と一括して支払うことになります。

※年金収入=課税年金収入（障害年金や遺族年金等の非課税年金を含まない）

合計所得：①第1～第5段階は、課税年金等に係る雑所得及び租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。なお、給与所得が含まれている場合は、所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除した額を合所得金額とする。

②第6段階以降は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

## サービス利用の手順

### 要介護認定の申請から認定結果通知までの流れ

#### ①窓口に相談

#### ②要介護認定の申請

申請の窓口は介護保険課または各支所・茂庭出張所です。

申請は本人のほか3親等以内の家族などでもできます。

また、次のところでも申請の代行を行います。

●地域包括支援センター  
(※地域包括支援センターについては25ページ①をご覧下さい)

●居宅介護支援事業所  
など

#### ③要介護認定

##### ●認定調査

市の担当職員、または市から委託を受けた事業者がご自宅を訪問し聞き取り調査を行います。

##### ●主治医の意見書

主治医より意見書の提出を受けます。

##### ●一次判定(コンピュータ判定)

訪問調査の結果と主治医の意見書の内容をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

##### ●二次判定(介護認定審査会)

一次判定や主治医の意見書とともに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

#### ④認定結果の通知

認定結果の通知は申請から原則30日以内にお届けします。要介護度ごとに、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

要介護1  
～  
要介護5

介護サービス  
を利用できます

介護予防サービス、  
介護予防・生活支援  
サービス事業  
を利用  
できます

非該当

一般介護予防事業  
に参加できます

#### 介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス・通所型サービス) 利用について

訪問型サービス・通所型サービスのみの利用を希望する方は、基本チェックリスト等により、サービスが必要な方と判断されると利用できます。

相談する

基本チェックリスト等を  
受ける

<相談窓口>  
●長寿福祉課  
●お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

基本チェックリスト等により、サービスが必要かどうか判断します。

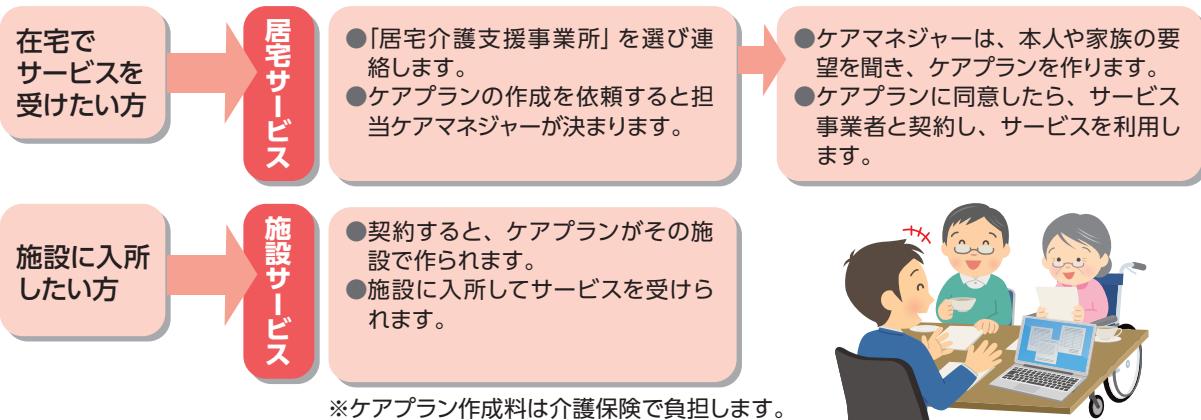
#### ◆ケアマネジャー(介護支援専門員)

居宅介護支援事業所や介護保険施設に所属して、利用者が適切に介護サービスを利用できるように、ケアプラン・介護予防ケアプランの作成や、サービス提供事業者・施設との連絡調整、利用者の相談などに応じる専門職です。

## 介護サービス

サービスの種類は → 19ページ

要介護1～5と認定された方が利用できるサービスです。  
できる限り自立した暮らしができるようサービスを選んで利用できます。



サービスの種類は → 20ページ

## 介護予防サービス（予防給付） 介護予防・生活支援サービス

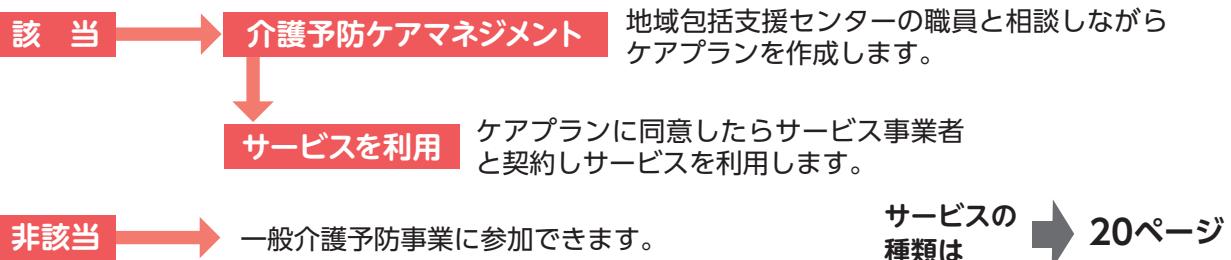
要支援1・2と認定された方が利用できるサービスです。  
生活目標を設定し、サービスを利用できます。



## 一般介護予防事業

地域の高齢者を対象にした、健康づくりや介護予防で健康寿命を延ばすための事業です。

- 健康づくりや介護予防に関する各種講習会の開催
- 住民主体で身近な場所で地域の誰もが参加できる「いきいきももりん体操（福島市版介護予防体操）」による介護予防事業の立ち上げ・運営・継続についての支援



### ◆ケアプラン・介護予防ケアプラン

利用者の心身の状態や希望に応じて、利用するサービスの種類・内容・利用回数・組合せなどを考えてつくる介護サービス・介護予防サービスを利用するための計画です。

## ●介護サービス（要介護1～5の方）

サービスの種類	内 容
①居宅介護支援	ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。
②訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や、生活援助を行います。
③訪問入浴介護	移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。
④訪問リハビリテーション	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が家庭を訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。
⑤居宅療養管理指導	往診の際に医師または歯科医師が療養上の管理や指導をするほか、薬剤師や管理栄養士などが医師の指導のもと居宅を訪問して助言等を行います。
⑥訪問看護	看護師などが訪問し、床ずれの手当や点滴の管理などを行います。
⑦通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などのサービスや機能訓練が日帰りで受けられます。
⑧通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で、リハビリの専門家による機能訓練などが日帰りで受けられます。
⑨短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
⑩短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
⑪特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
⑫福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑨手すり ⑩スロープ ⑪歩行器 ⑫歩行補助つえ ⑬自動排泄処理装置 (①～⑧は原則、要介護2以上の方。⑩～⑫は購入も選択できます。 ⑬は原則、要介護4以上の方。)
⑬特定福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給します。年度ごとに10万円が限度で、負担割合に応じた額が自己負担です。 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器 ④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具の部分
⑭居宅介護住宅改修	手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした場合に、20万円を上限に給付割合に応じた額を支給します。（事前審査が必要です。工事の前に、ケアマネジャーか介護保険課にご相談ください。）
⑮介護老人福祉施設	常に介護が必要で、居宅での介護が困難な方が入所して、日常生活の支援や介護が受けられます。
⑯介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるように、リハビリを中心としたケアを行います。
⑰介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

## ●介護予防サービス（要支援1・2の方）

サービスの種類	内 容
①介護予防支援	地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。
②介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などで家庭を訪問し、利用者のできる範囲での入浴をお手伝いします。
③介護予防訪問リハビリテーション	→19ページ介護サービス④へ
④介護予防居宅療養管理指導	→19ページ介護サービス⑤へ
⑤介護予防訪問看護	看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。
⑥介護予防通所リハビリテーション	→19ページ介護サービス⑧へ
⑦介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴や、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
⑧介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
⑨介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事・入浴や、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。
⑩介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ①手すり ②スロープ ③歩行器 ④歩行補助つえ
⑪介護予防福祉用具購入	→19ページ介護サービス⑬へ
⑫介護予防住宅改修	→19ページ介護サービス⑭へ

## ●介護予防・生活支援サービス（要支援1・2の方または基本チェックリストと介護予防ケアマネジメントでサービスの利用が必要と認められた方）

サービスの種類	内 容
①介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防・生活支援サービスを利用できるよう支援します。
②訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者が自分でできることが増えるように食事などの支援を行います。
③通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）	デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などのサービスや機能訓練が日帰りで受けられます。

# 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域を離れることなく生活を続けられるように、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。

サービスの種類	内 容
①夜間対応型訪問介護	夜間や早朝の時間帯に訪問介護員が定期巡回をして、介護や安否確認を行います。また、利用者の緊急時などに訪問介護員が随時訪問するサービスも利用できます。 ※要支援1・2の方は利用できません。
②認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が日帰りで受けられます。
③小規模多機能型居宅介護	通所を中心としながら、訪問や短期間の宿泊などを組み合せて、食事・入浴などの介護や支援が受けられる小規模な住居型の施設です。
④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。また、期間を定めて利用する短期利用型もあります。 ※要支援1の方は利用できません。
⑤地域密着型介護老人福祉施設	日常生活で常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、介護や機能訓練が受けられます。定員29人以下の小規模な施設です。 <b>新規入所は原則として要介護3～5の方が対象となります。</b>
⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護	在宅で介護が必要な方を介護・看護サービスの両面から支えるため、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間受けられるサービスです。 ※要支援1・2の方は利用できません。
⑦看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	利用者の選択に応じて通所・訪問・宿泊を組み合せて利用できる③の小規模多機能型居宅介護サービスに訪問看護サービスが加わった医療ニーズが高い方向けのサービスです。 ※要支援1・2の方は利用できません。
⑧地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられるサービスです。 ※要支援1・2の方は利用できません。



# サービスを利用するときの負担

## ○利用者負担の割合

サービスを利用したときは、費用の1割を負担します。ただし、一定以上の所得がある方は、負担が2割または3割になります。

## 居宅サービス等の利用額のめやす

介護保険では、要介護度等ごとに1か月に利用できるサービスの費用に上限（支給限度額）がもうけられています。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

### 【居宅サービスの1か月の支給限度額】

要介護度等	支給限度額（月額）	要介護度等	支給限度額（月額）
基本チェックリスト等該当者	50,320円	要介護2	197,050円
要支援1	50,320円	要介護3	270,480円
要支援2	105,310円	要介護4	309,380円
要介護1	167,650円	要介護5	362,170円
利用者負担（月額）	支給限度額の範囲内で負担割合（1割または2割または3割）に応じた利用料を負担します。		

## 施設サービス等の居住費・食費の利用者負担額

施設サービス・短期入所サービス・通所サービスの居住費や食費は、利用する人の負担となります。負担する額は、施設により異なり、下表の金額が標準的な費用となります。低所得者等で「負担限度額認定証」の交付を受けている方は、施設サービス・短期入所サービスの負担が軽減されます。

区分	居住費（日額）				食費 (日額) 1,445円	
	介護老人福祉施設		介護老人保健施設			
	R6.7まで	R6.8から	R6.7まで	R6.8から		
ユニット型個室※	2,006円	2,066円	2,006円	2,066円		
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	1,668円	1,728円		
従来型個室	1,171円	1,231円	1,668円	1,728円		
多床室	855円	915円	377円	437円		

令和6年8月より、居住費が変更となります。

## 利用者負担が高額になったとき

要介護者・要支援者等が1か月に支払った利用者負担（同一世帯に複数利用者がいる場合は世帯合算額）が、下記の上限額を超えたときは、申請により超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。該当者には通知します。

一度申請すると、次に高額介護（予防）サービス費が発生したときは自動的に振り込まれます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

また、介護保険と医療保険両方の負担額の年間（8月から翌年7月まで）合算額が、高額になったときに限度額を超えた分を支給する「高額医療・高額介護合算制度」があります。該当者には医療保険者から通知します。

問合せ先	・介護保険料のこと ・要介護認定のこと ・介護サービスのこと	介護保険課 介護資格係 TEL 525-6551 介護保険課 介護認定係 TEL 525-6552 介護保険課 介護給付係 TEL 525-6587
------	--------------------------------------	--

# 年 金

公的年金には、国民年金・厚生年金があります。老齢給付の年金は、原則として国民年金の保険料納付期間（免除・猶予・第3号被保険者・カラ期間を含む）と厚生年金加入期間を合算して、10年（120月）以上ある人が受給できます。

- ◆**国民年金**…老齢基礎年金として、原則65歳から支給されます。希望すれば、繰上げ受給（60歳から減額して受給）、繰下げ受給（66歳以上から増額して受給）ができます。
- ◆**厚生年金**…会社や役所に勤めた人は、退職後60歳（生年月日に応じて支給開始年齢が変わります）以降「特別支給の老齢厚生年金」が支給され、65歳から国民年金の老齢基礎年金の支給に合わせて「老齢厚生年金」が支給されます。

## 《年金を受けている人の手続き》

二つ以上の年金を受けられるようになったとき、年金を受けている人が亡くなったとき、所在不明となったときなどは、必ず届け出してください。

日本年金機構から「現況届」が送付されている人は、期限内に提出いただき、氏名や住所を変更されたときは、必ず届け出してください。

問合せ先	◎国民年金のみの方 • 国保年金課 国民年金係 <b>TEL 525-3738</b> • 東北福島年金事務所 <b>TEL 535-0141</b>	◎厚生年金のある方 東北福島年金事務所 <b>TEL 535-0141</b>	◎共済年金のある方 • それぞれの共済組合 • 東北福島年金事務所 <b>TEL 535-0141</b>
------	---	---	--

# 税について

市民税や所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、その方の1年間の全ての所得から「所得控除」を差し引いた残りの「課税標準額」に税率を適用して税額を計算します。

ここでは、収入から控除される公的年金等控除や所得控除について説明します。

- ①**公的年金等控除**：国民年金や厚生年金など公的年金等については、その収入額に応じ控除額が定められています。

年 齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S34.1.2以後生)	130万円未満	収入金額 -600,000円	収入金額 -500,000円	収入金額 -400,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円
65歳以上 (S34.1.1以前生)	330万円未満	収入金額 -1,100,000円	収入金額 -1,000,000円	収入金額 -900,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円

## ②主な所得控除

種類	要件	控除額等																																
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族のため社会保険料を支払った場合	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金などの保険料(税)を支払った額																																
医療費控除	本人や本人と生計を一にする親族のため医療費を支払った場合	(支払った医療費-保険金等で補てんされる金額)-(総所得金額等の合計額の5%と10万円のいずれか少ない額) ※最高200万円																																
障害者控除	本人や控除対象配偶者または同一生計配偶者及び扶養親族が障害者である場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普通障害者</th> <th colspan="2">特別障害者</th> <th colspan="2">同居特別障害者</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>所得税</th> <th>市民税</th> <th>所得税</th> <th>市民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26万円</td> <td>27万円</td> <td>30万円</td> <td>40万円</td> <td>53万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除額						普通障害者		特別障害者		同居特別障害者		市民税	所得税	市民税	所得税	市民税	所得税	26万円	27万円	30万円	40万円	53万円	75万円								
控除額																																		
普通障害者		特別障害者		同居特別障害者																														
市民税	所得税	市民税	所得税	市民税	所得税																													
26万円	27万円	30万円	40万円	53万円	75万円																													
配偶者控除	生計を一にする配偶者で前年の合計所得が48万円以下の場合(青色・白色事業専従者を除く) ただし、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、控除は適用されません	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の合計所得金額</th> <th rowspan="2">(参考)給与収入金額</th> <th colspan="4">配偶者控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">控除対象配偶者</th> <th colspan="2">老人控除対象配偶者※70歳以上</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>所得税</th> <th>市民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>1,095万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>1,095万円超 1,145万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>1,145万円超 1,195万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の合計所得金額	(参考)給与収入金額	配偶者控除額				控除対象配偶者		老人控除対象配偶者※70歳以上		市民税	所得税	市民税	所得税	900万円以下	1,095万円以下	33万円	38万円	38万円	48万円	900万円超 950万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	22万円	26万円	26万円	32万円	950万円超 1,000万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	11万円	13万円	13万円	16万円
納税者本人の合計所得金額	(参考)給与収入金額	配偶者控除額																																
		控除対象配偶者		老人控除対象配偶者※70歳以上																														
市民税	所得税	市民税	所得税																															
900万円以下	1,095万円以下	33万円	38万円	38万円	48万円																													
900万円超 950万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	22万円	26万円	26万円	32万円																													
950万円超 1,000万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	11万円	13万円	13万円	16万円																													
寡婦控除	前年の合計所得が500万円以下の方で、夫と死別(生死不明を含む)で事実婚状態でない方か、離婚後事実婚状態でない方で総所得金額等が48万円以下の扶養親族を有する方	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26万円</td> <td>27万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除額		市民税	所得税	26万円	27万円																										
控除額																																		
市民税	所得税																																	
26万円	27万円																																	
ひとり親控除	前年の合計所得が500万円以下の方で、未婚・離婚・死別(生死不明を含む)で事実婚状態でなく、かつ、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(そのほかの扶養親族とされているものを除く)を有する方	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円</td> <td>35万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除額		市民税	所得税	30万円	35万円																										
控除額																																		
市民税	所得税																																	
30万円	35万円																																	

公的年金等を受給されている方が、確定申告により社会保険料控除・医療費控除等の各種控除を受け、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税に過納額が生じたときには、還付を受けることができます。

### ※障害者控除

- 障害者とは
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳所持者
  - 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、法令に定める知的障害者または身体障害者に準ずるものとして福祉事務所長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方

特別障害者とは

- 上記の障害者のうち重度の障害を持つ方

同居特別障害者とは

- 控除対象配偶者または同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税者または納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方

## ●市(県)民税の納付

年齢など、一定の要件を満たす方の公的年金にかかる市(県)民税は、公的年金から引き落とし(特別徴収)となっております。なお、対象となる方には、毎年6月中旬に送付します納税通知書により、徴収方法及び税額をお知らせします。

問合せ先

●市民税について… 市民税課 TEL 525-3712・525-3792  
 ●所得税について… 福島税務署 TEL 534-3121

## ①地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢期を安心して暮らし続けられるよう、福島市が設置した高齢者の総合相談窓口です。介護や福祉、生活の相談をはじめ地域の支え合い活動などの相談にも応じます。お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへお気軽にご相談、ご連絡ください。(相談は無料です。)

- サービス内容……①高齢者の健康や生活、介護、福祉などに関する様々な相談  
 ②地域の福祉や支え合い活動などの相談  
 ③福祉サービスや介護保険サービスの説明や利用申請のお手伝い  
 ④高齢者虐待防止や悪徳商法被害防止など、高齢者の権利を守るための支援  
 ⑤要介護認定で要支援1・2となった方及び、介護予防・生活支援サービス事業対象者の介護予防ケアプランの作成、支援  
 ⑥高齢期の方のための健康づくり教室（介護予防教室）の開催
- 配置される職員…社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員などの専門職です。

### ●福島市地域包括支援センター一覧

中央地域包括支援センター	森合町10-1	TEL 533-8891
中央東地域包括支援センター	春日町14-14	TEL 525-7888
中央西地域包括支援センター	野田町一丁目12-72	TEL 563-4880
渡利地域包括支援センター	渡利字中江町29-3	TEL 515-3135
杉妻地域包括支援センター	太平寺字町ノ内30	TEL 573-8130
蓬萊地域包括支援センター	田沢字入20	TEL 547-2345
清水東地域包括支援センター	北沢又字番匠田5	TEL 558-7300
清水西地域包括支援センター	南沢又字水門下160-3	TEL 591-4876
信陵地域包括支援センター	大笹生字向平6-1	TEL 558-7867
北信東地域包括支援センター	瀬上町字四斗蒔1-1	TEL 553-1555
東部地域包括支援センター	山口字梅本31-8	TEL 536-5001
北信西地域包括支援センター	本内字西河原5-76	TEL 552-5544
吉井田地域包括支援センター	吉倉字谷地36-1	TEL 546-6222
西部地域包括支援センター	土湯温泉町字坂ノ上23	TEL 594-5800
飯坂南地域包括支援センター	飯坂町平野字小深田1-5	TEL 542-8779
飯坂北地域包括支援センター	飯坂町中野字高田前2-16	TEL 573-6077
飯坂東地域包括支援センター	飯坂町湯野字梁尻1-1	TEL 542-8411
松川地域包括支援センター	松川町字産子内1-1	TEL 567-5840
信夫地域包括支援センター	上鳥渡字北河原2-1	TEL 593-0151
吾妻東地域包括支援センター	笹木野字水口下13-1	TEL 555-3522
吾妻西地域包括支援センター	在庭坂字志津山6-1	TEL 591-3708
立子山・飯野地域包括支援センター	飯野町字西宮平25-1	TEL 562-4110

問合せ先 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 TEL 529-5064

## ② 身近な相談相手－民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の福祉に関する相談相手となり、地域住民と関係機関をつなぐパイプ役として活動を行います。

市内では、540名の民生委員・児童委員が地区を担当し、地域福祉の推進のため活動を行うとともに、54名の主任児童委員が児童福祉を専門に担当しています。

相談された内容や個人の秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

地域の民生委員・児童委員がわからない場合は、おたずねください。

※人数については、令和4年12月一斉改選時定数

問合せ先　共生社会推進課 TEL 525-3760 及び各支所

## ③ 各種相談

### (1)高齢者相談（窓口、電話）

老人クラブへの加入や活動について相談員を置いて、窓口及び電話による相談を受け付けています。

問合せ先　○窓口 長寿福祉課 ○相談専用電話 TEL 534-1165

### (2)福島県高齢者総合相談センター

シニア世代の方やその家族が抱えている心配ごとの無料相談を電話、来所等で受けています。

問合せ先　○窓口 渡利字七社宮111（福島県総合社会福祉センター2階 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 いきいき長寿室）  
○相談専用電話 TEL 524-2225

【相談日一覧】相談は無料／秘密は厳守。

一般相談	生活・福祉等	センター相談員	月～木曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く
法律相談（要予約）	弁護士	年間9回 ※面接または電話予約が必要です。	午後1時30分 ～午後3時30分

### (3)福島県認知症コールセンター

認知症の方やそのご家族などの相談を無料でお受けしています。（秘密厳守）

問合せ先　○窓口 渡利字七社宮111（福島県総合社会福祉センター2階 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 いきいき長寿室）  
○相談専用電話 TEL 522-1122

相談日　○電話相談 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝日、年末年始を除く）  
○面接相談 事前電話予約制

### (4)消費生活センター

身に覚えのない請求（架空請求）、購入した商品の品質やサービスへの苦情、訪問販売・電話勧誘販売・通信販売などに関する契約上のトラブル及び、多重債務に関することなどについて、相談を受け付けています。

問合せ先　○窓口 本町2-6 月曜日～金曜日 午前9時から午後4時（祝日・年末年始を除く）  
○消費生活相談専用電話 TEL 522-5999  
多重債務相談専用電話 TEL 522-7867

## ④ ハローワーク福島

問合せ先　福島公共職業安定所 TEL 534-4121 狐塚17-40

## ⑤福島市障がい者相談支援事業所

障がいをお持ちの方やその家族の方が地域で安心して暮らせるように、福祉サービス、日常生活の問題など様々な相談に応じます。

### ●障がい者相談窓口

相談支援事業所	管内	相談内容
ふくしま基幹相談支援センター 南沢又字水門下160-1 ☎592-2025	市内全域	障がい者に関すること全般

### 【障がい者相談支援センター】

身体・知的・精神の障がいに関わらず、18歳以上の障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住まいの地区を担当する「障がい者相談支援センター」を5か所開設します。

子供の障がいに関する相談は「障がい児相談支援事業所」で市内全域のご相談に対応しています。

営業日・時間 月～金曜日／午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

#### 《主な相談内容》

- 福祉サービス利用相談、申込支援、認定調査窓口 ○福祉サービス事業所の情報提供
- 権利擁護に関すること ○専門機関の紹介 ○ピアカウンセリング
- 精神保健福祉に関すること ○障がい者差別に関すること

相談支援事業所	管内	地区名（大字名等）
くるみ相談支援 野田町三丁目4-48 ☎529-6404 ☎529-6406	本 庁	旧市内・五十辻・信夫山・野田町・東中央の一部・南中央の一部
けやきの村指定相談支援事業所 飯坂町中野字西高田1-2 ☎563-7399	北信支所	本内・丸子・鎌田・瀬上町・宮代・下飯坂・沖高・北矢野目・南矢野目
	飯坂支所 茂庭出張所	飯坂町・飯坂町平野・飯坂町中野・飯坂町湯野・飯坂町東湯野・大笹生（釜平・中沢・中沢西・中道）・茂庭
清心荘 指定相談支援事業所 南沢又字水門下160-1 ☎592-2020	清水支所 信陵支所 吾妻支所	森合・泉・御山・南沢又・北沢又・野田町（谷地・上谷地・高野・上高野） 笹谷・大笹生（釜平・中沢・中沢西・中道を除く） 笹木野・上野寺・下野寺・八島田・李平・町庭坂・二子塚・在庭坂・土船・庄野・桜本・北中央1～3丁目・東中央2丁目・東中央3丁目・西中央1～5丁目・南中央1～4丁目（本庁分除く）
特定相談支援事業所 ステップアップつばさ 飯坂町平野字南中屋敷1-8 ☎502-1199 ☎541-2081 ※来所相談は事前予約により同法人施設である「父の夢」内（八木田字並柳41-3）	杉妻支所 吉井田支所 西支所 土湯温泉町支所 信夫支所	郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝 方木田・吉倉・八木田・仁井田 佐倉下・上名倉（さくらを含む）・佐原・荒井（荒井北を含む） 土湯温泉町 永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・山田・小田・平石
相談支援センターリアン 渡利字鳥谷下町67-1 ☎573-8425 ☎573-8426	渡利支所 東部支所 蓬萊支所 立子山支所 松川支所 飯野支所	渡利（南向台を含む）・小倉寺 岡部・山口・岡島・鎌田の一部・本内の一部・大波 蓬萊町・清水町・田沢 立子山 松川町（松川町美郷を含む）・松川町関谷・松川町金沢・松川町浅川（光が丘・金谷川を含む）・松川町水原・松川町沼袋・松川町下川崎 飯野町・飯野町青木・飯野町大久保・飯野町明治

### 【障がい児相談支援事業所】

相談支援事業所	管内	相談内容
相談支援事業 こじか キッズ サポート KOJICA KID'S SUPPORT 方木田字白家9-12 こじか子育て支援センター内 ☎529-5356 ☎544-7136	市内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい児や発達が気になる児童に関すること</li> <li>・療育に関すること</li> <li>・福祉サービス利用相談に関すること</li> <li>・福祉サービス事業所の情報提供</li> <li>・権利擁護に関すること</li> <li>・専門機関の紹介</li> </ul> <p>※障がい児の福祉サービス利用申請窓口は、障がい福祉課です</p>

## ⑥日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行います。

本人の状況や希望に応じて、日常的なお金の払戻しの援助や大切な書類等を保管します。

### 【主なサービス内容】

- 福祉サービスの利用援助 ○日常的金銭管理サービス ○書類等の預かりサービス

※契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、本事業を利用することが難しくなります。

### 問合せ先

福島市社会福祉協議会（保健福祉センター内）  
TEL 533-3341 森合町10-1

## ⑦高齢者虐待の相談

「虐待かな？」と思ったら相談してください。

高齢者虐待は様々な問題が重なって起こる場合が多く、虐待をしている人自身も悩み、追い詰められている場合が多くあります。高齢者と介護しているご家族を温かく見守り、声をかけて支えていきましょう。

下記の「サイン」にあてはまるものがあれば、高齢者本人とご家族にとって支援を必要としているサインかもしれません。福祉のサービスにつなげることで高齢者虐待を防止することができます。重大な危険が生じていなくても、「虐待かもしれない」と思ったら、早めの相談が大切です。

### ●高齢者からのサイン

- 不自然なケガをしていることがある。 「家にいたくない」「殴られている」「お金をとられた」等と言う。
- 汚れたままの服装や、悪臭の強い状態で過ごしている。極端に痩せた。

### ●養護者からのサイン

- 高齢者に乱暴な言葉、ののしるような言葉を投げる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や介護サービス利用を行わない。

### ●地域からのサイン

- 怒鳴り声や、物を投げる音、叩く音など気になる音が聞こえる。
- 郵便受けや玄関先等が、郵便や手紙でいっぱいになっている。電気メーターが回っていない。

通報者や届出者を特定する情報については、高齢者虐待防止法により守られますので安心してください。

### 問合せ先

お近くの地域包括支援センターへ（P25参照）  
または 長寿福祉課 長寿支援係 TEL 525-7657

## ⑧福島市権利擁護センター

福島市権利擁護センターは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が生涯にわたり自分らしく安心して生活できるよう、地域における権利擁護体制の充実を図るために福島市が設置する相談支援機関です。

福島市にお住まいの方からの成年後見制度に関すること、その他権利擁護に関する相談に対し、制度の説明や情報提供を行ったり、地域の相談機関や専門職と連携し、必要な支援を行います。また、関係機関からの権利擁護に関する相談に対し、助言や提案などを行い、制度利用や専門相談が適切に行われるよう支援を行っています。

### ●相談方法…電話、来所、訪問（相談無料、秘密厳守）

### ●開設日時…月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く

### ●業務内容…相談、講演会の開催、後見人等の活動支援、市民後見人の養成・支援など

### ●運営主体…福島市社会福祉協議会

### 問合せ先

福島市権利擁護センター（保健福祉センター内）  
TEL 533-3341 森合町10-1

# 長寿社会憲章

(平成5年9月1日制定)

私たちは、福島市民憲章の精神をふまえ、すべての人が人間として尊ばれ、生きがいを持ち、心豊かなくらしのできる長寿社会を築くため、この憲章をさだめます。

- ◆生涯をとおして、豊かな心と健康ながらだづくりに努めましょう。
- ◆みずから的能力を生かし、ゆとりあるくらしの向上に努めましょう。
- ◆家族のきずなを大切にし、明るくなごやかな家庭をつくりましょう。
- ◆知識や経験を生かし、進んで社会活動に参加しましょう。
- ◆世代間の交流を深め、思いやりの心で助け合う社会をつくりましょう。
- ◆安心してくらせる、福祉のゆきとどいたまちづくりに努めましょう。